

**元離宮二条城本丸御殿公開記念式典運営及び市民内覧会受付業務委託
プロポーザル実施要領**

1 目的

この要領は、元離宮二条城本丸御殿公開に係る記念式典の運営及び市民内覧会の受付業務の受託候補者をプロポーザル方式により選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

2 概要

- (1) 委託業務名
元離宮二条城本丸御殿公開記念式典運営及び市民内覧会受付業務委託
- (2) 業務内容
仕様書（別紙1）のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和6年8月31日（土）まで
- (4) 委託金額の上限
1,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 応募資格

以下の条件を全て満たしている者

- (1) 本業務委託の仕様書を十分に理解し、業務委託を実施できる規模のスタッフを有し、業務委託を的確に遂行できる者であること。
- (2) 式典運営業務及びイベント受付業務の両方について、類似実績を有すること。
- (3) 事業者が次の各号に該当する場合は、応募できない。

ア 本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては、募集開始の日から選定結果の通知の日までの間において本市により競争入札参加停止の措置を受けた者

イ 有資格者名簿に登載されていない者で本市に市民税若しくは法人市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を納付する義務のある者にあつてはこれらが未納となっている者

ウ 契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者

エ 事業者、役員又は使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない者（無罪となった場合を除く。）

オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない者

カ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示

- の日の前6箇月以内に手形・小切手を不渡りした者
- キ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ク 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ケ 事業者の役員又は支店若しくは営業所の代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者である場合

4 契約締結までのスケジュール

4月5日（金）	公募開始
4月9日（火）	質問受付期限
4月11日（木）	質問への回答
4月22日（月）	応募書類提出期限
4月下旬	審査・受託候補者選定
4月下旬	契約締結

5 応募書類の提出

(1) 提出書類

次の書類を合計7部（原本1部、写し6部）、カの書類については原本1部を提出すること。

ア 応募申請書 **第1号様式**

イ 提案書 **任意様式** ※次に掲げる項目に留意すること。

- ・ 式典会場の配置図と整理・誘導計画、改札からの動線（バリアフリー対策を含む）を提案すること。
- ・ 式典当日の運営体制と当日までの準備スケジュールを記載すること。
- ・ 式典当日の雨天対策と熱中症対策について提案すること。
- ・ 市民内覧会の申込受付方法、当選者への通知までのスケジュールについて記載すること。
- ・ 本業務を遂行する上で事業者が課題と考える事項と、課題への対策について記載すること。
- ・ その他アイデアがある場合は記載すること。

ウ 会社概要 **任意様式**

- ・ 社名、住所、資本金、従業員数、業種、業務内容などが分かる資料、パンフレット、チラシ等を提出すること。

エ 業務実績一覧 **第2号様式**

- ・ 過去5年以内の類似業務の受託実績を記載すること。

オ 見積書及び見積内訳書 **任意様式**

カ 有資格者名簿に登録されていない場合は、次に掲げる書類

- ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（法人の場合）又は印鑑登録証明書（個人の場合）（提出日の前3箇月以内に発行されたもの）
- ・ 納税証明書（提出日の直前2事業年度分）
 - （ア）所得税又は法人税、消費税及び地方消費税
 - （イ）市民税若しくは法人市民税又は固定資産税（本市による課税がある場合に限る。）
- ・ 水道料金・下水道使用料納付証明書（京都市内に事業所等が所在し、使用者名義が本件申請者となっている場合のみ）
- ・ 暴力団排除措置に係る誓約書 第3号様式

(2) 提出期限

令和6年4月22日（月）まで

※会場の下見を希望する場合は事前に申し出ること。

(3) 提出方法

持参又は郵送によるものとする。

ただし、持参の場合は午後5時まで、郵送の場合は必着とする。

(4) 留意事項

ア 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募した事業者の負担とする。

イ 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

ウ 提出された全ての書類等は返却できない。

エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等がある時で、本市の承諾を得た場合のほか認めない。

オ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。

カ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

キ 参加資格を有していないことが判明した場合は、失格とする。

6 プロポーザルに係る質問及び回答

(1) 質問者

本要領及び仕様書等に対して質問できる者は、「3応募資格」を満たしている者のみとする。

(2) 質問期限

令和6年4月9日（火）午後5時（必着）

(3) 質問方法

質問書（第4号様式）をFAXにより「9提出先」へ提出すること。

送信後、電話により到達を必ず確認すること。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年4月11日（木）までに、二条城ホームページに掲

載する。

7 審査・選定

応募者が1者であってもプロポーザルは成立することとし審査を行う。

評価点は100点満点中60点以上であることを選定の条件とし、最も高い評価点を得た応募者を受託候補者に選定する。

(1) 審査方法

令和6年4月下旬に二条城事務所において審査の実施を予定している。書類審査に加えて、提案内容についてヒアリングを実施する場合がある。その場合、時間・場所などの詳細に応募者に別途連絡する。

(2) 評価基準

「元離宮二条城本丸御殿公開記念式典運営及び市民内覧会受付業務委託 評価基準」(別紙2)による。

(3) 選定結果の通知及び公表

応募者全員に審査結果を通知するとともに、二条城ホームページにおいて、選定した事業者名及び評価点を公表する。

8 選定後の手続

選定した受託候補者と協議を行い、業務内容及び契約条件について合意した後に契約を締結する。受託候補者と合意に達しなかった場合、次点の応募者と協議を行い、合意した後に契約を締結する。

また、提出書類及びヒアリングにおける発言等に虚偽の内容があった場合、又は受託候補者として選定された後に提案内容に重大な変更が発生するなど、受託者として不相当と本市が判断した場合は、審査時にあつては失格、契約締結後にあつてはその契約を解除することがあり、その際は次点者と契約する。

9 提出先

京都市文化市民局元離宮二条城事務所（担当：大村、高村）

〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地

電話番号 075-841-0096 FAX 番号 075-802-6181